

令和7年度別府港湾・空港整備事務所
庁舎内装改修工事（第3次）

仕 様 書

令和7年12月

国土交通省 九州地方整備局
別府港湾・空港整備事務所

1. 工事概要

本工事は、別府港湾・空港整備事務所庁舎2階の内装改修を行うものである。

2. 施工場所

別府市石垣東 10-3-15

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日までとする。

4. 工事内容

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量	摘要
庁舎内装工事				
電気設備		式	1	
建築設備		式	1	

5. 支給材料及び貸与物件

なし

6. 工事仕様

6-1. 電気設備

(1) 庁舎2階のOAフロアに電気設備の配線を行う。

配線については、執務室として利用可能な屋内電力配線ケーブル、LANケーブル、アンテナケーブルを計画している。電話用ケーブルについては、別途契約業者の施工となることから、本工事では実施しない。

なお、屋内電力配線ケーブルは既設壁面より計画しているが、既設壁面より電力供給が難しい場合は分電盤より配線する。LANケーブルは1Fサーバーより配線する。アンテナケーブルは既設より分岐し配線する計画としているが、難しい場合は、屋上アンテナより配線することとしている。電源等設置個所にインナーコンセント、OAタップ等を配置する。

仕様は、以下のとおりとする。なお、変更が生じた場合は、当局職員と協議する。

品名	規格・形状	備考
屋内電力配線用ケーブル	EM-EEF 2.0mm-3 芯	約 6m×3 箇所
LANケーブル	EM-TPCC5 0.5mm-4P (10BASE-T～1000BASE-T)	約 30m
アンテナケーブル	同軸 75Ω 4K・8K 対応	約 20m
インナーコンセント	既設OAフロアに設置可能なもの	3 箇所
OAタップ	6 口 3m以上	3 箇所

(2) 庁舎2階の仕切壁内に設置済みの電気設備の移設を行うものとし、移設する設備は、エアコン、照明、電源等のスイッチ・コンセントを想定しており、隣接する壁面等に復旧する。また、分電盤も移設可能な壁面に移設するものとする。

6-2. 建築設備

(1) 解体工事

庁舎2階について既設の仕切壁(約 67m²)・引戸・扉を撤去する。撤去する仕切壁・扉は、図面の箇所とする。なお、撤去した仕切壁・引戸は処分するものとし、扉については流用予定のため処分しない。

また、撤去後の露出面については壁紙等で内装を補修する。

(2) 建具工事

庁舎2階について既設引き戸を1階より移設(流用)する。また、壁内に収めることを想定している。
なお、変更が生じた場合は、当局職員と協議する。

品名	規格・形状	備考
引き戸		1箇所

(3) 内装工事

庁舎2階の既設廊下、既設木製框及び既設扉の踏込箇所にOAフロアを新設し、極力段差が生じないようにする。また、OAフロア新設箇所はタイルカーペットを敷設する。なお、既設OAフロアされている箇所はタイルカーペットのみ敷設する。

踏込に使用する框は、既設SUS框を移設(流用)するものとし、Pタイル張りとする。

庁舎2階の既設カーテン及びカーテンレールを撤去(流用)し、1Fにカーテンレールとともに移設(流用)する。

庁舎1階のブラインドを2階より移設(流用)する。不足するブラインドは新設する。

庁舎2階の既設網戸枠を流用し、網戸を張り替えるものとする。また、併せて戸車も交換する。

不要なカーテンレール及び既設ブラインドは処分する。

仕様は、以下のとおりとする。なお、変更が生じた場合は、当局職員と協議する。

品名	規格・形状	備考
OAフロア	フリーアクセスフロア 80mm 程度	約 18m ²
Pタイル張り	プラスチックタイル	約 2m ²
タイルカーペット	500×500 厚さ 6mm 色柄は無地、帯電防止及び防汚加工品、形状はループパイル	約 65m ² (内訳: OAフロア設置 18m ² 、既設OAフロア 47m ²)
ブラインド	アルミ製 B2000×H2000 程度	8箇所 (5箇所移設流用、3箇所新設)
網戸	網戸張替: グラスファイバー製 18メッシュ 戸車取替	8箇所

7. 一般事項

- (1) 本業務に必要な工具や機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (2) 本作業の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに当局職員に報告し、当局職員の指示に従い修復する。また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、当局職員と協議する。
- (4) 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 本業務の履行にあたって受注者は関係法令を遵守する。
- (6) 本仕様書に記載なき事項が生じた場合は、当局職員と協議する。
- (7) 契約後において、本業務の内容に変更があった場合は、当局職員と協議するものとし、変更内容については履行期間末日までに契約変更を行う。

8. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

9. その他

- (1) 別件令和7年度別府港湾・空港整備事務所庁舎内装改修工事(第2次)とは、受注者間にて調整のうえ、施工しなければならない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し安全管理に努めなければならない。
- (3) 本業務に実施において疑義が生じた場合は、当局職員と協議する。
- (4) 本業務の実施において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の成果物にかかる権利は全て当局に属するものとし、当局の許可なく複製し、譲渡、貸与、転載、配付等をしてはならない。
- (6) 当局職員からの不適切な指示を受けたと思料される場合の対応
受注者は、業務履行中及び業務完了後において、当局職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示や請求を受けたと思料される時は、当該担当職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面によりその旨を報告することができる。